

# 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 申豊国際学院（以下「本学院」という）は、日本語教育機関認定法に基づき、外国人に対する質の高い日本語教育を行い、日本語能力の向上及び日本文化への理解を促進し、生徒が学習目的を達成できるよう支援し、日本における大学院、大学、専門学校等への進学を目指す留学生を対象とし、進学後の学修に必要となる日本語能力及び学習姿勢を身につけさせることを目的とする。

### (位置)

第2条 本学院は、東京都墨田区菊川 1-15-2 申豊ビルに置く。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

### (コース・修業期間・収容定員)

第3条 本学院のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

### (始期・終期等)

第4条 本学院の各コースの始期及び終期は、次のとおりとする。

- ① 進学2年コースは4月に始まり、翌々年3月に終わる。
- ② 進学1年9か月コースは7月に始まり、翌々年3月に終わる。
- ③ 進学1年6か月コースは10月に始まり、翌々年度3月に終わる。
- ④ 進学1年3か月コースは1月に始まり、翌年3月に終わる。

(休業日)

第5条 本学院の休業日は次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
  - ② 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - ③ 夏期休業（8月5日～8月25日）
  - ④ 冬期休業（12月26日～1月6日）
  - ⑤ 春期休業（3月26日～4月6日）
- 2 学院長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。
  - 3 非常事態その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第6条 授業の終始時刻は次のとおりとする。

① 第1部 1限 9:00～9:45 2限 9:55～10:40 3限 10:50～11:35 4限 11:45～

12:30

② 第2部 1限 13:00～13:45 2限 13:55～14:40 3限 14:50～15:35 4限 15:45

～16:30

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第7条 本学院の教育課程は、別紙3のとおりとする。

2 本学院の教育課程は、日本語教育の参照枠及び認定日本語教育機関の基準に基づき編成する。

(学習の評価)

第8条 学習成果の評価は、別紙3の「成績・修了要件」のとおりにする。

2 評価結果は生徒本人に通知し、必要に応じて補習指導等を行う。

(教職員組織)

第9条 本学院に次の教職員を置く。

① 学院長（校長）

- ② 主任教員
- ③ 登録日本語教員 16 名以上（うち専任 8 名以上）
- ④ 生活指導担当者 1 名以上（うち専任 1 名以上）
- ⑤ 事務職員 1 名以上

2 教職員は、学院長が任命する。

第 10 条 本学院に、教育課程の編成及び実施、学習評価その他教務に関する重要事項を審議するため、教務委員会を置く。

2 教務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める教務委員会規程による。

#### 第 4 章 入学、休学、退学、転学、除籍、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 11 条 本学院への入学資格は次のとおりとする。

- ① 12 年以上の学校教育を修了した者
- ② 18 歳以上の者
- ③ 適正な在留資格を取得できる者
- ④ 日本での留学生活に必要な学費および生活費を支弁できる十分な経済力を有する者

⑤ 入学時期に応じ、以下の日本語能力を有する者

(1) 4 月入学：日本語能力試験 N5 相当（CEFR A1.1 レベル相当）以上、または  
150 時間以上の日本語学習歴を有する者

(2) 7 月入学：日本語能力試験 N5 相当（CEFR A1.2 レベル相当）以上、または  
250 時間以上の日本語学習歴を有する者

(3) 10 月入学：日本語能力試験 N4 相当（CEFR A2.1 レベル相当）以上、または  
400 時間以上の日本語学習歴を有する者

(4) 1 月入学：日本語能力試験 N4 相当（CEFR A2.2 レベル相当）以上、または  
500 時間以上の日本語学習歴を有する者

（入学時期）

第 12 条 本学院への入学は、4 月、7 月、10 月及び 1 月とする。

（入学手続）

第 13 条 入学手続は次のとおりとする。

- ① 入学願書の提出
- ② 試験（面接を含む）の受験
- ③ 選考結果に基づく入学許可

#### ④ 入学金及び必要書類の提出

(休学・復学)

第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により 3 日以上休学する場合は、休学届を提出し許可を受けなければならない。

2 復学は学院長の許可を得て行う。

(退学)

第 15 条 生徒が退学しようとするときは、所定の退学届を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 16 条 生徒が他の日本語教育機関へ転学しようとするときは、転学願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

2 転学に当たっては、出席状況、学習状況及び在留資格の適正性を確認のうえ判断する。

(除籍)

第 17 条 学院長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教務委員会の議を経て除籍処分とすることができる。

- (1) 学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (2) 修学の意思がなく、卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 学生の本分に反する行為があった者
- (4) その他学院長が除籍を適当と認めた者

(修了・卒業の認定)

第 18 条 課程修了の認定は、第 8 条の評価に基づき教職員会議で決定する。

2 学院長は、課程を修了した者に卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 19 条 学院長は、成績優秀者及び出席率優秀者に褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が規則に違反した場合、学院長は懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次のいずれかに該当する場合に限る。

- ① 素行不良で改善の見込みがない者
- ② 学力劣等で成業の見込みがない者
- ③ 正当な理由なく出席が常でない者
- ④ 学院の秩序を乱した者

4 在留資格に反する行為があった場合も同様とする。

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学院の生徒納付金は別紙4のとおりとする。

(納入)

第22条 授業料は所定期日までに納入しなければならない。

- 2 休学の場合、翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、授業料を減免することがある。

(滞納)

第23条 授業料を1か月以上滞納し、改善の見込みがない場合、学院長は退学を命ずることができる。

(返還)

第 24 条 納付金は原則として返還しない。

ただし、入学前に入学を辞退した場合は、納付された授業料については返還するものとする。

## 第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 25 条 健康診断は毎年 6 月及び 10 月に実施する。

(情報の公表)

第 26 条 本学院は、日本語教育機関認定法に基づき、設置者情報、教育課程、教職員数、授業料、学則等をインターネット上で公表する。

(点検及び評価)

第 27 条 本学院は、毎年度、日本語教育の実施状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(帳簿の備付け)

第 28 条 本学院は、教育課程、教職員、出席状況、学習状況、健康診断、財務等に関する帳簿を備え付け、適切に管理する。

(仲介手数料の適正性)

第 29 条 本学院は、入学者募集に係る仲介手数料について適正性を確保し、その支払状況を帳簿に記録する。

(細則)

第 30 条 本学則の施行に関する細則は学院長が別に定める。

附則

本学則は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 申豊国際学院教務委員会規程

### (設置)

- 1 申豊国際学院に教育課程に関し、審議及び連絡調整を行うため、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

- 2 委員会は、次の各号に定める事項審議する
  - (1) 教育課程に係る規則の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 学生の教育課程に関する事項
  - (3) 学生の成績評価及び課程修了に伴う卒業に関する事項
  - (4) その他教育課程に関し、必要な事項

### (組織)

- 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 学院長（校長）
  - (2) 主任教員
  - (3) 日本語教員
  - (4) 学生の生活指導担当者
  - (5) 事務統括職員

(6) その他学院長が必要と認めた者

(委員長)

4 (1) 委員会に委員長を置き、学院長をもって充てる。

(2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(3) 委員長に、事故のあるときは、主任教員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

6 委員会の庶務は、学生指導担当者において処理する。

(その他)

7 この規定に定めるもののほか委員会に関し、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規定は、令和9年4月1日から施行する。

## 別紙1

## コース、修業期間

認定対象課程の設置状況	分野	課程名	到達目標	修業期間				始期（月）	終期（月）	総学習 単位時間	収容定員数	クラス数	1クラス 当たり人数
	留学	進学2年コース	B2	2	年	0	か月	4	3	1600	139	8	17
	留学	進学1年9か月コース	B2	1	年	9	か月	7	3	1400	19	1	19
	留学	進学1年6か月コース	B2	1	年	6	か月	10	3	1200	139	8	17
	留学	進学1年3か月コース	B2	1	年	3	か月	1	3	1000	19	1	19

別紙2  
収容定員、クラス数

教 室 の 内 訳												
校舎の別	番号	室名	専用／共用	階数	窓の有無	当該教室で同時に授業を受ける生徒の最大数 (※就労・生活のための課程である場合は同時に授業を行う生徒数)		面積		1人当たりの面積 〔 (a) ÷ (b) 〕		机、椅子、黒板その他授業に最低限必要な設備
						(b)	人	(a)				
申豊ビル	1	2-1	専用	2	有	16	人	24.85	m <sup>2</sup>	1.6	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	2	2-2	専用	2	有	15	人	24.1	m <sup>2</sup>	1.6	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	3	2-3	専用	2	有	19	人	28.5	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	4	3-1	専用	3	有	18	人	27.6	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	5	3-2	専用	3	有	17	人	25.5	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	6	3-3	専用	3	有	18	人	27	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	7	4-1	専用	4	有	18	人	27.6	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	8	4-2	専用	4	有	20	人	30	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター
申豊ビル	9	4-3	専用	4	有	17	人	25.5	m <sup>2</sup>	1.5	m <sup>2</sup>	机、椅子、黒板、プロジェクター

教育課程の名称	留学のための課程			進学2年コース		
教育課程の名称（英語表記）	Two-Year Higher Education Preparatory Course					
設置目的・経緯	日本の大学院、大学及び専門学校への進学を目指す学生が、希望する学校に合格できる日本語力、進学後に大きな困難を伴うことなく学習を継続できる日本語力の基礎、及び社会において自立した存在として自身で考え、主体的に行動し、協働して学習ができる能力を獲得することを目的として設置した。					
主たる対象	日本の大学院、大学及び専門学校への進学を目指す留学生で、A1レベル以上の日本語力を有する者					
教育課程の到達目標	大学等の高等教育機関への進学と言う目標を実現させ、進学後も自身の専門分野において抽象的な話題でも複雑なテキストの内容を理解でき、熟達した日本語話者と流暢かつ自然にやり取りができる日本語能力を獲得する。また、社会において自立した存在として自身で考え、主体的に行動し、協働して学習ができる能力を獲得する。					
日本語能力の到達目標	B2					
言語活動ごとの到達目標	聞く B2	読む B2	話す（やり取り） B2	話す（発表） B2	書く B2	
学習を自ら管理する能力	学生が教師の指導のもとで学習計画を立案、実行する。それと試験の結果や、タスク実施時のパフォーマンス評価と照らし合わせ、週に1回の頻度で計画の調整や見直しを行い、精度の向上を図る。各レベルで実施する内容については、様式第10-2号「総合日本語・聞くこと」の「授業科目の概要」を参照。					
修業期間	2年					
総学習時間	1,600単位時間	※認定日本語教育機関認定基準第20条第2項（日本語教育課程以外の科目の履修）に該当		—	左記に該当する場合、総学習時間のうち、日本語教育課程以外の科目の学習時間	
総授業週数	80週					
1日あたりの授業時間	4単位時間／日 1単位時間＝45分					
1週あたりの授業時間数	20単位時間／週（1週＝5日）					
成績・修了要件	各レベル終了時に各科目の評価を実施する。評価割合は、以下の通りとする。 ① 期末試験を実施する科目：期末試験50%、課テストまたは小テスト40%、授業態度及び提出物10% ② 期末試験を実施しない科目：パフォーマンス評価90%、授業態度及び提出物10% 各科目とも100点満点で評価し、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、59点以下をDとし、C評価以上を合格とする。 最終学期（B2レベル相当）の全科目合格をもって課程修了の要件とする。不合格者に対しては追試または追加課題を実施し、60点以上で合格とする。					

日本語教育課程のレベル設定の概要

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	1週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A1	初級Ⅰ	日常的な表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的な欲求を満足させたり、初歩的なタスクを達成するために、相手の助けを得ながらも簡単なやり取りをすることができる。	20単位時間	2.5か月・10週	200単位時間
A2	初級Ⅱ	自身と直接的関係がある日常の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲であれば、情報交換ができる。自身の身の回りに関する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20単位時間	4.5か月・18週	360単位時間
B1	中級	学校や娯楽でふだん出会う身近な話題について、共通語による話し方であれば要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題については、意見、理由や説明を短く述べるることができる。	20単位時間	4か月・16週	320単位時間
B2	上級	自分の専門分野に関連する領域を含め、具体的、抽象的な話題についてその要点を理解できる。熟達した日本語話者と緊張せずに流暢かつ自然にやり取りができる。幅広い話題について、自身の視点を明確に説明できる。	20単位時間	9か月・36週	720単位時間
			合計	20か月・80週	1,600単位時間







別紙4  
生徒納付金の概要

(円)

課程名	修業期間	入学検定料	入学金		授業料	設備費	教材費	各年の小計	合計
進学2年コース	2年	11,000	11,000	1年目	662,200	184,800	11,000	880,000	1,738,000
				2年目	662,200	184,800	11,000	858,000	
				計	1,324,400	369,600	22,000		
進学1年9か月コース	1年9か月	11,000	11,000	1年目	662,200	184,800	11,000	880,000	1,523,500
				2年目	496,650	138,600	8,250	643,500	
				計	1,158,850	323,400	19,250		
進学1年6か月コース	1年6か月	11,000	11,000	1年目	662,200	184,800	11,000	880,000	1,309,000
				2年目	331,100	92,400	5,500	429,000	
				計	993,300	277,200	16,500		
進学1年3か月コース	1年3か月	11,000	11,000	1年目	662,200	184,800	11,000	880,000	1,094,500
				2年目	165,550	46,200	2,750	214,500	
				計	827,750	231,000	13,750		